

## 様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

### 認定事業適応計画の概要の公表

#### 1. 認定の日付

令和4年1月31日

#### 2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社スギ薬局

#### 3. 認定事業適応計画の内容

##### (1) 事業適応に係る事業の目標

株式会社スギ薬局は、デジタル活用した「顧客生涯価値（LTV: Life Time Value）の最大化による企業価値の向上」を事業の方向性とし、社会への価値提供を目指している。

具体的には、「トータルヘルスケア戦略」を主軸とし、顧客の生涯を3つのステージ（セルフケア、医療・服薬、介護・生活支援）に分け、顧客がどのような健康状態であっても、リアルとデジタルを融合させた形でスギ薬局と接点を持つことで、最適な商品・サービスを提供する前向きな取組を実施している。

また、この戦略の推進においては、スギ薬局グループだけでなく、自治体や地域の企業等とネットワークを構築することで「地域になくはないドラッグストア」を目指している。上記のトータルヘルスケア戦略を推進する為に「DX戦略」として生産性の向上を目的とした知的業務支援及び、機械化による店舗業務の省力化と、新たな商品・サービスの拡充による優良顧客化、社内外の顧客・取引先様とのデータ連携・活用による新規顧客の獲得による増力化を推進する。

##### (2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

DXを活用した新サービスの売上高伸び率（令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの期間における伸び率）が平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までの5年間におけるドラッグストアに係る業種売上高を5.0%ポイント上回ることを目標とする。

##### (3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

計画終了年度（2026年2月期）において有利子負債/キャッシュフロー比を-4.2倍（参考：要件10倍以下）とし、経常収入が経常支出を上回る（経常収入/経常支出比 103.3  $\geq$  100）ことを目標とする。

(4) 事業適応の類型

情報技術事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

日本標準産業分類における中分類名称：その他の小売業

分類コード：中分類 60

選定理由：株式会社スギ薬局の事業戦略である「トータルヘルスケア戦略」は、顧客の生涯にわたり、どのような健康状態であっても、リアルとデジタルを融合させた形でスギ薬局との接点を持つことで、最適な商品・サービスを提供する前向きな取り組みを実施するものである。この戦略の推進はスギ薬局グループだけではなく、自治体や企業等とネットワークを構築することで「地域になくてもはならないドラッグストア」を目指しているため。

(6) 事業適応の具体的内容

ID 統合管理システム及び情報自動配信システムをクラウド上に刷新し、商品マスタと連携させ、顧客の ID や購買履歴、利用情報を統合・分析し、顧客の購買意欲に応じた販売促進活動を行うとともに、以下の店舗販売や EC サイト販売における施策を行う。

第 1 に、店舗販売においては、スマートフォンレジアプリとクラウド POS と店舗コアサービスの連携や、クラウドサーバーを活用した POP の自動発行システムなどを導入し、POP 発行のリードタイムを削減するなどの業務の省力化を図る。

また、クラウド POS と店舗内に設置した AI カメラにより取得した、顧客行動データを分析し、組み合わせることで、顧客の属性・趣味嗜好等に応じた販売促進活動・PB 商品の開発を行うなどあらたな施策を展開することで需要増を目指す。

商品管理についても、期限チェック管理システムにより、商品単品別の販売期限、見切り基準日、撤去基準日をクラウド上のマスタで連携することで、店頭でのチェック管理を自動化、システムで対象商品のアラートリストを表示することで、チェックの精度向上による管理レベルの向上や廃棄削減を行う。

第 2 に、ネットドラッグストアの EC サイトにおいて、スマートフォンから店舗の在庫・価格が確認でき、商品注文も可能となる新規の EC アプリをクラウド上に刷新する。

EC 画面では商品画像だけではなく、商品情報も確認でき、他社とのデータ連携を行うことで、他社 EC サイトの注文とあわせて配送を行い、また様々な受取方法に対応するなど、幅広い顧客のニーズに対応する。

また、店舗側においても受注管理・ピッキング・売上計上に対応したシステムと連携させることで各業務における効率化を実現する。

上記による DX を活用した新サービスにより、設備投資額に対する、収益の割合が 10 倍以上となることを目指す。

- ・産業競争力強化法第21条の28第2項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準への適合：有

- ・産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準への適合：有

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：2022年2月

終了時期：2026年2月